

国立大学法人岩手大学学長の業務執行状況の確認及び評価に関する要項

令和6年1月24日 制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議規則第2条第4号により国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う国立大学法人岩手大学学長（以下「学長」という。）の業務執行状況の確認及び評価に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号を目的として業務執行状況の確認及び評価を行う。

- 一 選考後もその職務が適切に遂行されていることを確認し、学長選考の適切性を担保すること
- 二 業務執行状況の評価結果を公表することにより、構成員から協力を得て、学長が就任の際に掲げた目標の達成に寄与すること

(業務執行状況の確認)

第3条 学長選考・監察会議は、毎年度の上半期に、学長の前年度の業務執行状況の確認を行う。ただし、学長の任期の1年目の年度には行わない。

- 2 前項の確認は書面により行い、学長の所信、中期目標・計画及び大学独自の目標等に係る自己点検・評価の結果、監事監査報告書その他の学長選考・監察会議が必要と認める文書を使用する。
- 3 業務執行状況の確認結果は、学長へ通知するが、公表は行わない。

(中間評価)

第4条 学長選考・監察会議は、学長の任期の4年目の下半期に、中間評価を行う。

- 2 前項による中間評価は、1年目から3年目の業務執行状況の確認結果を用いた書面審査、監事との面談、学長と面談その他の学長選考・監察会議が必要と認める方法により行う。
- 3 国立大学法人岩手大学学長選考規則（以下、「選考規則」という。）第7条第3項による後任の学長の場合、第1項の規定にかかわらず、学長選考・監察会議においてその都度実施時期を定める。また、任期が4年間に満たない場合、中間評価を行わないことができる。
- 4 中間評価の結果は、学長へ通知するとともに、公表する。

(庶務)

第5条 学長の業務執行状況の確認及び評価に係る庶務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第6条 その他この要項の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が決定する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 「国立大学法人岩手大学学長の業務執行状況の確認について」（平成27年3月24日制定）及び「国立大学法人岩手大学学長の業務執行状況確認の実施方法」（平成29年6月6日制定）は廃止する。